

ソフト事業

○持続可能な観光推進モデル事業

令和6年度概算要求額：
217百万円

概要

持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。

対象者

地方公共団体、DMO等

※①調査事業(モデル実証)については、JSTS-Dのロゴ使用承諾を受けている、又は使用承諾に準ずると認められる地方公共団体・DMO等が対象。



日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）

対象事業

①調査事業(モデル実証)

地方公共団体等が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

観光GX・混雑防止



マイカー規制・新たな交通モードの導入

地域資源(文化・伝統等)の活用



伝統的な町並みの保全のための歴史的資源の活用・収益化

②補助事業(計画策定支援)

地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。

(主な要件)

- ・オーバーツーリズムの未然防止を含む持続可能な観光推進の計画であること
- ・JSTS-Dを活用した観光計画であること(また観光庁が提供するJSTS-D研修を受講すること)

支援内容

①調査事業(モデル実証)

国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業ではないことに留意。

②補助事業(計画策定支援)

直接補助事業（補助率1/2、上限500万円）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972

○地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

令和6年度概算要求額：
563百万円

概要

- 観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。
(令和元年1.4泊)
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続的なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業イメージ

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



訪日外国人旅行者の増加






地方部へ誘客

支援



地方部での滞在日数の増加

事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。 	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。 	二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。 	旅行商品の国内外OTA*への掲載、旅行会社との商談会などを支援。 	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。 
マーケティング調査	滞在コンテンツの造成	観光地の案内アプリの整備	商談会への参加	SNSを活用した魅力発信

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

対象者

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体
(登録DMO、地方公共団体)

対象事業

旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ① 調査・戦略策定
- ② 滞在コンテンツの充実
- ③ 受入環境整備
- ④ 旅行商品流通環境整備
- ⑤ 情報発信・プロモーション

※地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る。

支援内容

【補助率】

- ①：定額（上限1,000万円）
- ②③④⑤：事業費の1/2等

昨年度からの変更のポイント

- 事業名を「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」から「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」に変更
- 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」では、周遊観光を促進するための取組について支援を行っていたが、本事業においてはこれに加え、長期滞在を促進するための取組についても支援を行う。

支援手続スケジュール（予定）

- 令和5年9月1日～10月6日：令和6年度事業計画（案）募集期間
- 令和5年10月下旬～11月上旬：連絡調整会議実施予定
- 令和5年11月下旬～12月下旬：令和6年度事業計画公募期間
- 令和6年2月上旬：連絡調整会議実施予定
- 令和6年4月上旬：交付決定予定

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光地域振興課 広域連携推進室 TEL：03-5253-8327

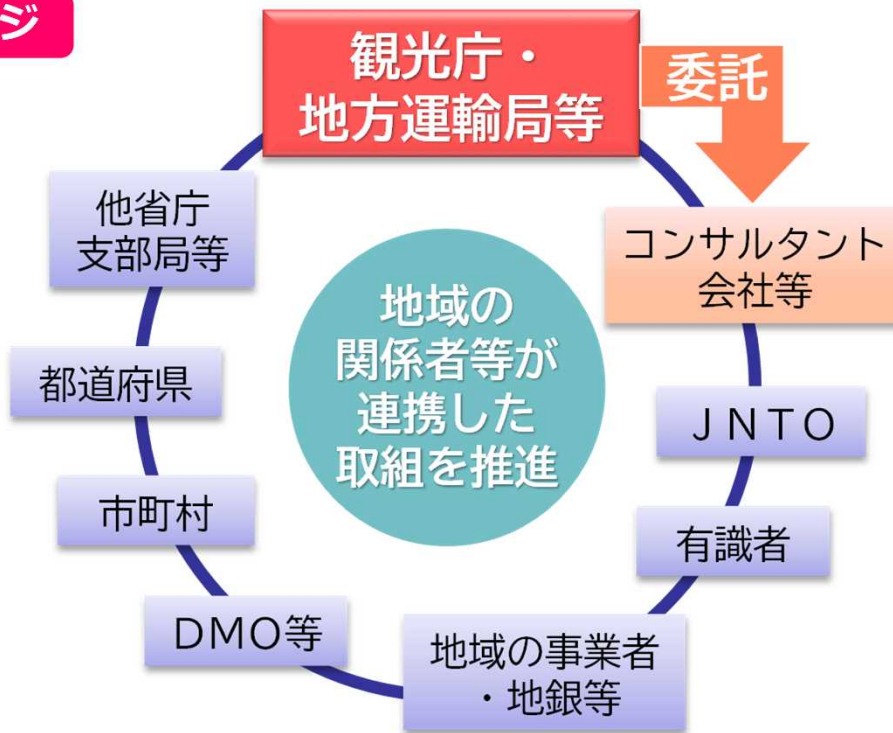
○地域・日本の新たなレガシー形成

令和6年度概算要求額：
854百万円の内数
(新たな交流市場・観光資源の創出事業)

概要

- 将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながる、**地域・日本のレガシー（遺産）となる新たな観光資源を形成**するため、令和4年度より各地方運輸局等で実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和6年度以降は、上記に加え、令和4・5年度に発掘した事業のうち**日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討**する。

事業イメージ



対象者

地域・日本の新たなレガシーとなる観光資源を形成しようとする地方公共団体等（応募主体は問わないが、地方公共団体の参画を必須とする。）

支援内容

- 地域におけるレガシー形成を促進するための以下の取組
- ・ 実現可能性調査（FS調査）
 - ・ 調査結果を踏まえたプラン作成
 - ・ 事業化に向けた検討 等

対象事業

以下の「レガシー形成の考え方」に合致する事業を対象とする。

- ① 地域において最も輝いていた時代の建築物や文化を面的に再現し、活用していく取組
- ② 地域で脈々と受け継がれてきた自然・景観、食、文化、遺産（日本遺産、重要文化財、伝統技術等）等を、面的に又は線で再現し、活用していく取組
- ③ 地域における自然・景観、食、文化、人（住民）と、アートなど新しく創出した資源との融合により、地域に人々を惹きつける取組
- ④ シンボリックで一点豪華主義なものを創出していく取組

支援手続スケジュール（予定）

令和6年3月：令和6年度事業募集

令和6年6月：採択事業決定

備考

参考URL <https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000230.html>
本事業は、観光庁・地方運輸局等において、上記の考え方に基づきFS調査やプラン作成等の実施を希望する事業を公募し、採択された地域と連携して調査・検討を実施することにより、レガシー形成に向けた取組を推進するものであり、地域で行う事業への補助を行うものではありません。

【連絡先】 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課
TEL 03-5253-8327（直通）

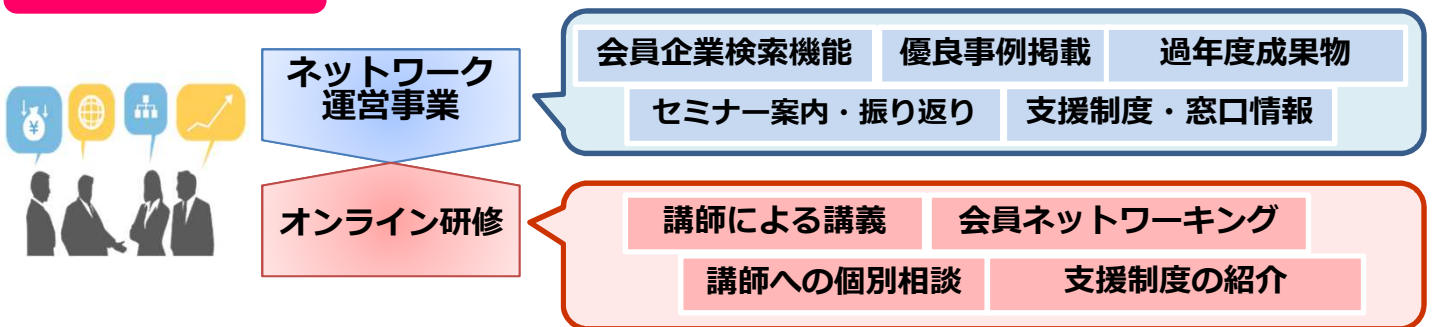
○地域の担い手展開推進事業

令和6年度概算要求額:
20百万円

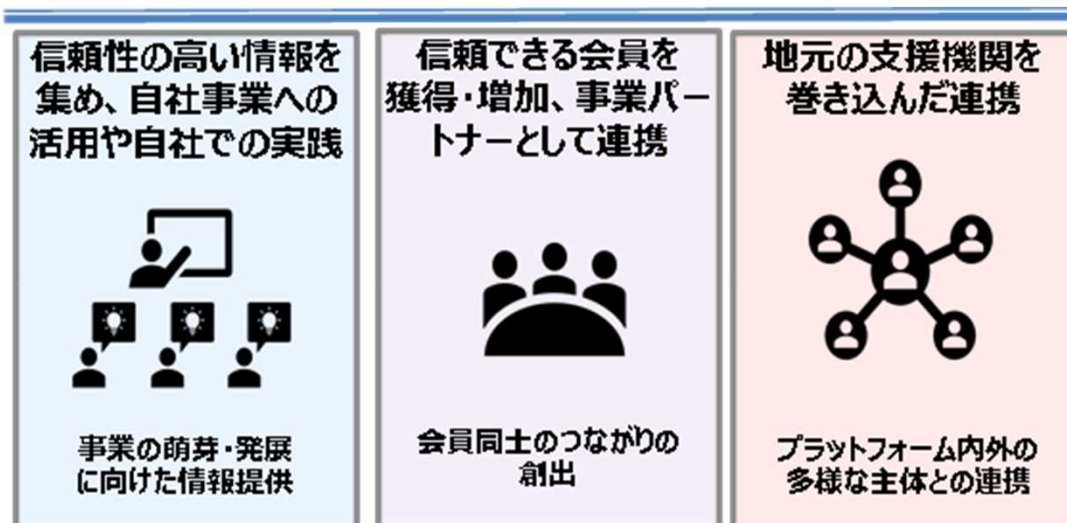
概要

- 内閣府地方創生推進室では、地域に密着し、十分に活用されていない、あるいは、その価値を評価し得る市場に適切にアクセスできずに価値を発揮できていない地域資源を発掘し、その活用法の検討、販路開拓等を行うことにより、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく「地域商社」を、地域に育て、根付かせるため、支援活動を行っています。
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、地域製品の販売等に携わる地域商社やこれから地域商社としての取組を始める者と金融機関等の支援者との連携を促進するため、ポータルサイトを活用し、経営課題の解決に向けた優良事例の横展開や情報共有を行うことで、既存の地域商社の支援を行うと共に、起業予備軍の起業を促します。

事業イメージ

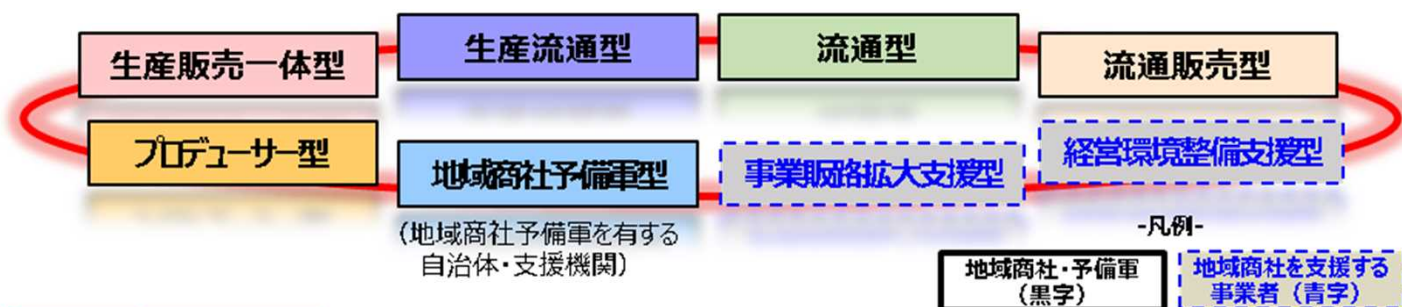


目指す連携・成長の絵姿



対象者

地域製品の販売等に携わる地域商社やこれから地域商社としての取組を始める者と金融機関等の支援者



対象事業

地域製品の販売等に携わる地域商社やこれから地域商社としての取組を始める者及び金融機関等の支援者が取り組む事業

支援内容

①ネットワーク運営事業

会員事業者の検索機能や、優良事例の紹介、セミナー事業のレポート等を掲載すると共に、関係機関が提供する支援制度の紹介等、ポータルサイトの機能をいかした支援情報等を提供します。

②オンライン研修

有識者や事業者による少人数のテーマ別勉強会、個別相談会等を通じ、既存事業の更なる発展や、起業を促す情報を提供します。

昨年度からの変更のポイント

事業ステージ毎の会員属性が多様化していることを踏まえて、少人数向け勉強会の開催回数を増加しました。また、ポータルサイト上に、「起業・創業」、「成長・拡大」といったステージごとに優良事例を掲載しています。

支援手続スケジュール (予定)

今年度中はポータルサイト運営事業等を実施し、来年度も切れ目のないよう事業継続する予定です。詳しくは下記URL「地域商社ネットワーク」へ。
<https://chiikisyousya-network.go.jp/>

【連絡先】 内閣府地方創生推進室 03-6257-1417 (直通)

○伝統的工芸品産業支援補助金

令和6年度概算要求額：
363百万円

概要

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。

事業イメージ

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2）



補助上限額：2,000万円

新商品開発の例：尾張仏具（愛知県）

尾張仏具の伝統的な加工技術と木目を活かしたインテリアやテーブルウェアを開発。業界閑散期の売上底上げと、産地の活性化および技術の継承を目指し、神仏具業界以外の分野で現代の生活に合った新製品を拡充し、また情報発信によるPRも行った。



後継者育成の例：琉球絣（沖縄県）

150日間の研修で、琉球絣の製織技術習得を中心とした総合的な研修を実施。
各受講生が着尺6反（夏物3反、冬物2反、花織1反）を制作し、デザインや染色の基本も学んだ。



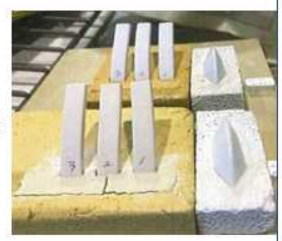
販路開拓の例：熊野筆（広島県）

化粧筆や書道筆を用いるシーンやターゲットが大きく変化する中、現在流行の形状や色彩を取り入れ、消費者に訴求するデザインの新商品を開発し、ブランディング戦略に基づいた告知や、インターネット等を活用した需要の開拓を実施。



原材料確保対策の例：波佐見焼（長崎県）

波佐見焼の主原料である天草陶石の現状を把握するとともに、陶土業者等と連携して未使用の天草陶石活用のための調査研究を行い、安定した原材料の確保を行う産地としての体制を整備。



対象者

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

対象事業

伝産法に基づき大臣認定を受けた3～5年の各種事業計画に沿って実施される事業を対象とする。

支援内容

下記事業について、上限2,000万円を補助。()は補助率。

【振興計画】 後継者育成事業 (1/2、2/3以内)、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業 (2/3以内)

【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業 (2/3以内)

【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業 (2/3以内)

【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業 (1/2以内)

支援手続スケジュール

公募期間等は各経済産業局にお問合せください。

(例年1月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の1か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。)

【連絡先】

経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

TEL : 03-3501-3544

各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局

各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

○マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業
(食体験コンテンツの造成・提供支援)

令和6年度概算要求額:
88(80)百万円の内数

概要

日本の食・食文化の魅力でインバウンドの回復・増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環を構築するため、地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域(SAVOR JAPAN)を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を加速化するとともに、DXの推進による効果的かつ一元的な情報発信を支援します。

事業イメージ



対象者

民間団体等

対象事業

- ・ SAVOR JAPAN地域を中心に、専門家の派遣等による魅力的な食体験コンテンツの造成・磨き上げの支援。
- ・ HP、SNS等による効果的かつ一元的な情報発信。
- ・ 研修会・交流会の開催等による関係者の知識の習得、地域間のネットワーク構築。

支援内容

委託事業

昨年度からの変更のポイント

変更なし

支援手続スケジュール（予定）

令和6年3月：入札広告

令和6年3月：入札

令和6年4月：委託契約

【連絡先】

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部

外食・食文化課 食文化室 TEL03-6744-2012

○スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

令和6年度概算要求額：
270百万円

概要

スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じ、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援するほか、インバウンドの回復を踏まえたスポーツツーリズム・ムーブメント創出を積極的に推進する。

事業イメージ

①スポーツツーリズムコンテンツ創出事業

○重点テーマの「**武道**（デジタル技術の活用を含む）」、「**アウトドアスポーツ**」を含めたテーマ別に地域スポーツ資源を活用した実証モデルの実施、効果検証等を行う。（0.15億×9件）

（取組事例）国内外旅行者から選ばれる優良コンテンツを創出。地域の魅力向上や消費額拡大、**地方部での長期滞在**に資する取組

※ワーケーション、検定や資格の取得、コンディショニング等

1. 武道ツーリズム

（デジタル技術の活用を含む）日本発祥の武道と歴史・文化等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



2. アウトドアツーリズム

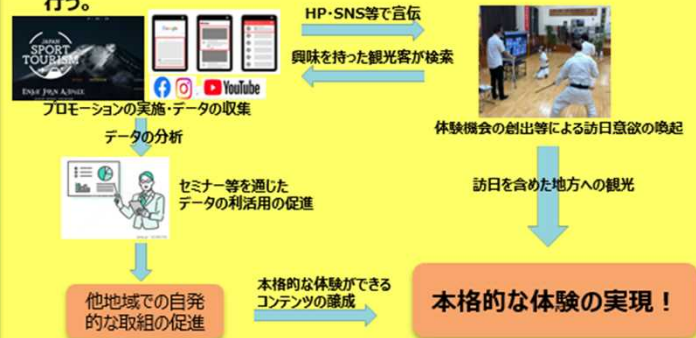
「スノースポーツ」、「登山・ハイキング・トレッキング」、「ウォーキング」など、景観や自然環境、地域の生活等を有機的に連携させた、広域コンテンツを創出



②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

○ホームページ等を通じデジタル技術を活用したプロモーションを実施し、基礎的データの収集・分析、セミナー等を通じた、データ活用、他地域での自発的な取組を促進。

○人口集積地やオンラインでの**体験機会の創出**による武道を中心としたスポーツツーリズムの認知拡大を通じ、訪日意欲の喚起、**地方誘客の促進**を行う。



スポーツによる地方創生・まちづくりへ

対象者

民間団体

対象事業

- ①スポーツツーリズムコンテンツ創出事業（委託）
- ②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（委託）

支援内容

①スポーツツーリズムコンテンツ創出事業

- 日本の特色ある自然・文化等を活かした国内外旅行者から選ばれる優良コンテンツを創出するため、重点テーマであるインバウンドニーズの高い武道（デジタル技術の活用を含む）、アウトドアスポーツを含めたテーマ別に地域スポーツ資源を活用した地域の魅力向上や消費額拡大、地方部での長期滞在に資する実証モデルの実施、効果検証等を行う。

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

全国各地でのスポーツツーリズムの認知拡大、取組加速化を図るため、

- ホームページやSNSを通じてデジタル技術を活用したプロモーションを実施、収集した基礎的データを評価・分析し、セミナーの開催等を通じてデータの利活用、他地域での効果的なプロモーション、自発的な取組を促進する。
- 人口集積地やオンラインでの体験機会の創出による武道を中心としたスポーツツーリズムの認知拡大を通じ、訪日意欲の喚起、地方誘客を促進する。

昨年度からの変更のポイント

対象事業②において、人口集積地やオンラインでの体験機会の創出による武道を中心としたスポーツツーリズムの認知拡大を通じ、訪日意欲の喚起、地方誘客を促進する。

支援手続スケジュール

①スポーツツーリズムコンテンツ創出事業

令和6年4月：令和6年度事業募集

令和6年6月：契約締結

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

令和6年2月：令和6年度事業募集

令和6年4月：契約締結

【連絡先】 スポーツ庁参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-3931（直通）

○新たな交流市場・観光資源の創出事業 (第2のふるさとづくり、ワーケーションの推進)

令和6年度概算要額:
854百万円の内数

概要

○これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。

○「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」、将来にわたって国内の旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。

事業イメージ

反復継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」の推進

令和5年度は、来訪の度に新たな体験ができるか等の来訪後の関心の継続性に着目した取組を行ったが、より地域との関係性の深化を図るため、令和6年度は、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行う。



住民とともに地域行事の企画・運営を行うプログラム

テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着

令和6年度は、①これまでの取組を通してワーケーション普及の課題に挙げた子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、②特定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、③令和5年に設置した官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。



現地の保育園・学校等への入学体験

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

未定

昨年度からの変更ポイント

未定

支援手続きスケジュール

令和6年3月中旬～4月下旬：公募
令和6年5月下旬：採択決定
令和6年6月上旬以降：事業開始

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL03-5253-8924

○クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

令和6年度概算要求額:
400百万円

概要

- 我が国のクルーズ再興に向け、クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、地域経済の活性化に寄与することを目指す。
- そのため、国際クルーズ再開後に各寄港地で発生する課題や今後懸念されるオーバーツーリズム等に対応するための受入体制の構築や寄港地とクルーズ等訪日旅客の双方がメリットを実感できる仕組みの構築等の取り組みに対して支援を行い、持続可能なクルーズ再興を目指す。

事業イメージ

- ①クルーズ船の受入体制の構築
 - 寄港地におけるクルーズ船受入体制の強化
 - クルーズ船のさらなる大型化及び新たな寄港地開拓に対応するための安全対策
- ②クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
 - 地場産品等の消費喚起や訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築
 - 上質な寄港地観光及び海上観光の造成
- ③クルーズ船寄港プロモーション
 - 訪日クルーズプロモーション
- ④海の玄関口としての魅力向上
 - イベントへの誘客促進や港湾等滞在の魅力向上に向けた空間づくり
- ⑤港湾周辺等における受入環境整備
 - 周遊船の発着場所等における受入環境整備



①：航行安全調査



②：地場産品等の消費喚起



③：海外プロモーション



④：イベントへの誘客促進

対象者

- ・港湾管理者
- ・地方公共団体
- ・民間事業者（登録DMO 及び候補DMO を含む）
- ・クルーズ振興のための地域の協議会等

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局含む）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）

対象事業

- ①クルーズ船の受入体制の構築
- ②クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
- ③クルーズ船寄港プロモーション
- ④海の玄関口としての魅力向上
- ⑤港湾周辺等における受入環境整備

支援内容

予算の範囲内で各事業の1/2以内

昨年度からの変更のポイント

- クルーズ船受入体制の強化のため、二次交通不足や小規模港湾等における安全対策の取り組みに対して支援
- クルーズ船寄港誘致のための、外航クルーズ船向け訪日クルーズプロモーション等への支援
- 海の玄関口である港湾等において、訪日外国人の誘客や消費拡大に向け、滞在する魅力を向上するための空間づくりへの支援

支援手続スケジュール（予定）

公募：令和6年3月上旬頃

審査：令和6年3月下旬頃

通知：令和6年4月頃

【連絡先】

国土交通省 港湾局産業港湾課クルーズ振興室 TEL:03-5253-8672
海事局外航課 TEL:03-5253-8620
海事局内航課 TEL:03-5253-8625

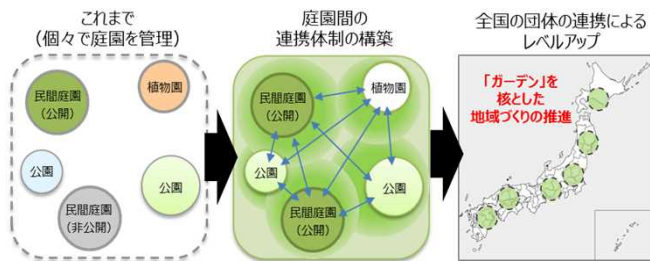
○ ガーデンツーリズムの推進
(庭園間交流連携促進計画登録制度)

概要

複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。

事業イメージ

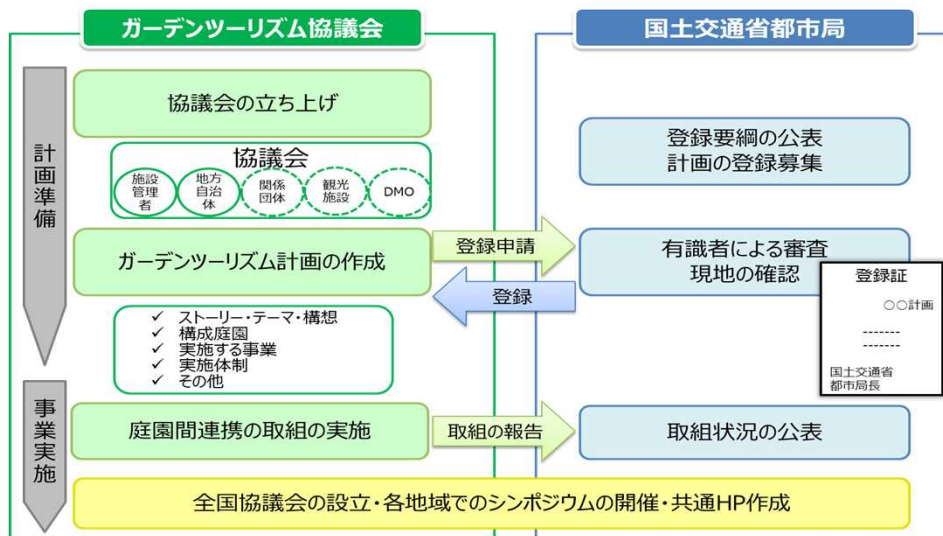
◆ ガーデンツーリズム登録制度 (イメージ)



◆ ガーデンツーリズム登録制度の登録ロゴマーク



◆ ガーデンツーリズム登録制度の流れ



対象者

地方公共団体及び庭園等の管理者、その他関係者を構成員とする協議会

対象事業

庭園間交流連携促進計画の主な記載事項は以下のとおり。

- ① 計画の名称及び登録申請部門
- ② 計画のテーマ及び将来像 (ビジョン)
- ③ 計画を構成する庭園等
- ④ 実施する事業
- ⑤ 協議会の構成員及び事業実施体制
- ⑥ その他計画の実施にあたって必要な事項

登録された計画：15計画（令和5年6月現在）

北海道ガーデン街道
北海道旭川市、富良野市、帯広市ほか



真鍋庭園（帯広市）

ガーデンネックレス横浜
神奈川県横浜市



日本大通り（横浜市）

富士・箱根・伊豆
「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム
神奈川県箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか



沼津御用邸記念公園
（沼津市）

にいがた庭園街道
新潟県新潟市、村上市、新発田市ほか



旧齋藤家別邸（新潟市）

アメイジングガーデン・浜名湖
静岡県浜松市、湖西市、袋井市、掛川市



はままつフラワーパーク（浜松市）

宮崎花旅365
宮崎県宮崎市



フローラテ宮崎（宮崎市）

いばらきガーデン&
オーチャードツーリズム
茨城県水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか



偕楽園公園（水戸市）

湘南邸園文化ツーリズム
神奈川県小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか



小田原邸園交流館 清閑亭
（小田原市）

雪舟回廊
岡山県総社市、島根県益田市、
山口県山口市、広島県三原市ほか



萬福寺庭園（益田市）

むさしの・ガーデン紀行
三鷹市、調布市、小金井市ほか



都立野川公園
（三鷹市／調布市／小金井市）

わかやま庭園文化と歴史回遊
和歌山県和歌山市、岩出市、紀の川市ほか



金剛峯寺蟠龍庭（伊都郡高野町）

みやぎ蔵王ハーモニー花回廊
宮城県川崎町、柴田町、蔵王町ほか



船岡城址公園（柴田郡柴田町）

花と暮らす恵庭の花めぐり※
北海道恵庭市



ガーデンギャラリー（恵庭市）

森の京都ガーデンツーリズム
京都府亀岡市、南丹市、京丹波町ほか



千手寺（亀岡市）

みよし野ガーデン里山探訪※
埼玉県三芳町



三富今昔村（三芳町）

※ 恵庭・みよし野の計画「探訪部門」としての登録。その他は「周遊部門」。

支援内容

- 国土交通省HP等において、各登録協議会に関する情報を国内外へ発信
- 全国都市緑化フェア等、緑に関する行催事と連携したPRを実施
- 先進事例の横展開を通じ、「ガーデン」を核の一つとした地域づくりを推進

支援手続スケジュール（予定）

【第6回登録スケジュール】

令和5年6月 庭園間交流連携促進計画の公募
7月 ガーデンツーリズム登録申請説明会
冬頃 ガーデンツーリズム登録計画の決定
令和6年春頃 登録証交付式

随時、ガーデンツーリズムの登録申請に関する相談等を受付。



【連絡先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 TEL:03-5253-8420
URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_gardentourism.html

○地域における受入環境整備促進事業

令和6年度概算要求額:
1,896百万円

概要

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する取組を集中的に支援する。

事業イメージ

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

■ オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援

- ・ マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備
- ・ 自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
- ・ バイオトイレ等の整備
- ・ パーク&ライド促進のための駐車場の整備



パーク&ライドを促進する看板

等

■ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援

- ・ 混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備
- ・ 入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備

等

■ 交通サービスの受入環境整備を支援

- ・ 段差解消（エレベーター）
- ・ UDタクシー
- ・ 携帯型翻訳機

等



(2) インバウンド先進車両導入支援事業

■ 鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援

(3) インバウンド安全・安心対策推進事業

■ 危機管理対応能力強化を支援



■ 医療機関の訪日外国人患者受入機能強化を支援



- ・ 多言語翻訳機器の整備
- ・ キャッシュレス決済環境の整備

等

(4) 宿泊施設の受入環境整備

■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援



- ・ 客室・浴室のバリアフリー化

等

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援。
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援。
- ・公共交通機関等における段差解消（エレベーター）、UDタクシー、携帯型翻訳機等の整備を支援。

(2) インバウンド先進車両導入支援事業

- ・鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援。

(3) インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・観光施設等における危機管理対応能力強化を支援
- ・医療機関における訪日外国人患者受入機能強化を支援

(4) 宿泊施設の受入環境整備

- ・宿泊施設における客室や浴室のストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援。

支援内容（補助率等）

- (1) 1/2、1/3等（オーバーツーリズムの未然防止に資する受入環境整備は補助率2/3）
- (2) 1/2
- (3) 1/2 （一部上限500万円のものあり）
- (4) 1/2 （上限500万円）等

昨年度からの変更のポイント

(1) の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進については、オーバーツーリズムの未然防止に資する受入環境整備は補助率2/3に引き上げる。

支援手続スケジュール（予定）

- (1) 未定
- (2) 未定
- (3) 未定
- (4) 未定

【連絡先】 (1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室、国土交通省 総合政策局 地域交通課
(2) 国土交通省 総合政策局 地域交通課
(3) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
(4) 国土交通省 観光庁 観光産業課

TEL : 03-5253-8111

○街なみ環境整備事業

※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和6年度概算要求額:社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

○ 離島活性化交付金

令和6年度概算要求額:
1,260.0 百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化のための交付金



離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を離島活性化交付金で、ハード事業を離島広域活性化事業で支援する。

離島活性化交付金	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)
<p>目的: 戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。</p> <p style="text-align: right; color: #e91e63;">下線が拡充部分</p> <p>○定住促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> －雇用の創出のための戦略産品開発 －輸送費支援 －企業誘致・創業等促進 (離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援) ・定住誘引事業(定住情報の提供) ・流通効率化事業 ・デジタル技術等新技術活用促進事業 ・小規模離島等生活環境改善事業 ・安全・安心向上事業 <p>○交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島における地域情報の発信 ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり ※ ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進 ※ (離島留学における親子留学への支援及び里親の住宅改修も対象とする) 	<p>目的: 一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。</p> <p style="text-align: right; color: #e91e63;">下線が拡充部分</p> <p>○定住促進住宅整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進住宅の整備(既存施設の改修等及び新築) <p>○定住誘引施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築) ・交流施設の整備(既存施設の改修及び新築) ※ (例: 地域・観光交流センター、自然体験施設等) <p>○流通効率化関連施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備 <p>○定住基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 <p>※交流促進等の事業は、離島地域の振興に効果的である場合は、離島地域外でも対象となることを明確化。 (例: 本土側の渡船施設周辺のトイレ改修等)</p> <p>◆主な補助率: 都道府県、市町村・・・各事業の1/2以内 民間団体・・・各事業の1/3以内</p> <p>※ただし、流通効率化は民間でも1/2</p>

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など
- 「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

産業活性化事業における企業誘致等促進事業の一環として、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援を支援対象とするなど、支援内容を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概要

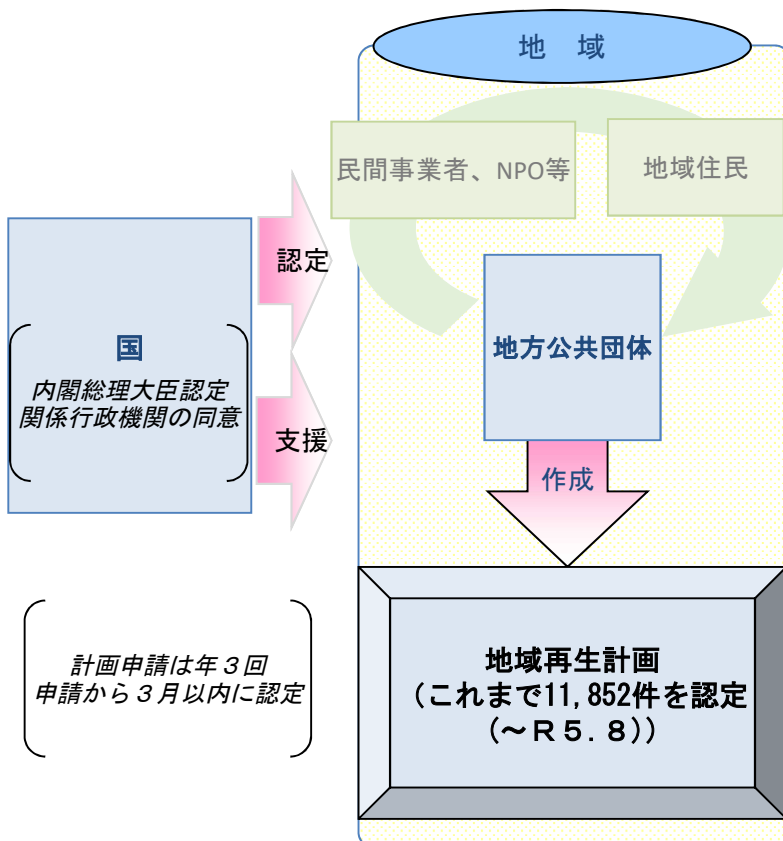
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)
(注) 地方創生推進交付金 (H28創設)、地方創生拠点整備交付金 (H28創設)、地方創生整備推進交付金 (道・汚水処理施設・港) (H17創設、H28改正) 等を新たに位置付けたもの。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画) (H27創設)
(小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構 (PF推進機構) の業務特例) (R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
 - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

詳細はこちら

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/220331/02_220513_kihonhoushin_beppyu.pdf)

【観光地域づくりに資する施策】

- デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (内閣府)
- 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) (内閣府)
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度(内閣府)
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等(内閣府)
- 農山漁村振興交付金(農林水産省)
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール(予定)

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○デジタル田園都市国家構想交付金

令和6年度概算要求額：
120,000百万円の内数

概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の深化・加速化を図る観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設し、デジタル田園都市国家構想を推進する。

事業イメージ

デジタル田園都市国家構想交付金のR6概算要求



R6概算要求：1,200億円 (R5当初：1,000億円/R4補正：800億円)

デジタル田園都市国家構想交付金 R5当初：1,000億円、R4補正：800億円

①デジタル実装タイプ
R4補正：400億円

▶ デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

②地方創生拠点整備タイプ
R5当初：70億円、R4補正：400億円

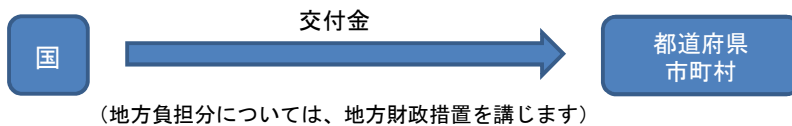
▶ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
- ・ 東京圏からのUターン促進及び地方の担い手不足対策
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

③地方創生推進タイプ
R5当初：930億円



対象者



昨年度からの変更のポイント

- ・ 令和6年度における具体的な内容については、予算編成過程において検討を進めていく。

対象事業・支援内容（現行）

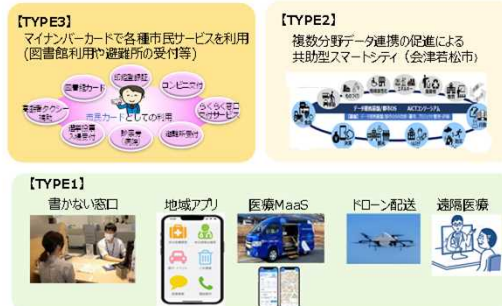
● デジタル実装タイプの概要

現行のデジタル実装タイプ（TYPE1/2/3等）の概要（R4補正：400億円）

<TYPE別の内容> ※2/3は1団体1申請とすること



<対象事業（一例）>



※上記の他、R4補正限りの時限措置として、
マイナンバーカード利用横展開事例創出型を創設（国費3億円、補助率10/10）
※申請上限数（上記TYPEの合算値）：都道府県9事業 市町村5事業

<その他の新規要素>
・マイナンバーカードの利活用促進、スタートアップの活用促進など、
国の重要施策を推進する観点からの一定の優遇措置
・KPI（デジタル実装1,500団体）達成に向けたボトムアップ支援

● 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

現行の地方創生拠点整備タイプの概要 （R5当初：70億円、R4補正：400億円）

事業類型	対象	上限額 補助率
当初予算分	原則3年間の事業	国費： 都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円
補正予算分	単年度の事業	補助率：1/2 ※補正予算分も同一

<制度拡充（R4補正～）>
民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設
等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補
助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

（注）申請上限件数は以下の通り
・地方創生拠点整備タイプ 当初：2023～27年度（デジタル総合戦略の期間）を通じて1事業、補正：上限なし
・地方創生推進タイプ 都道府県：6事業、中核中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外

現行の地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要 （R5当初：930億円の内数）

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長5年間の事業	国費： 都道府県3.0億円 中核中核都市2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長3年間の事業	国費： 都道府県1.0億円 中核中核都市0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、 未来技術を活用した新たな 社会システムづくりの全国的な モデルとなる最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

支援手続スケジュール（昨年度参考）

2022年12月7日	令和4年度第2次補正予算分の募集開始
2022年12月23日	令和5年度当初予算分の募集開始
2023年3月10日	令和4年度第2次補正予算分の内示・公表
2023年3月29日	令和5年度当初予算分の内示・公表

【連絡先】

○地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ
内閣府 地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416

○デジタル実装タイプ
内閣府 地方創生推進室 TEL:03-6257-3889

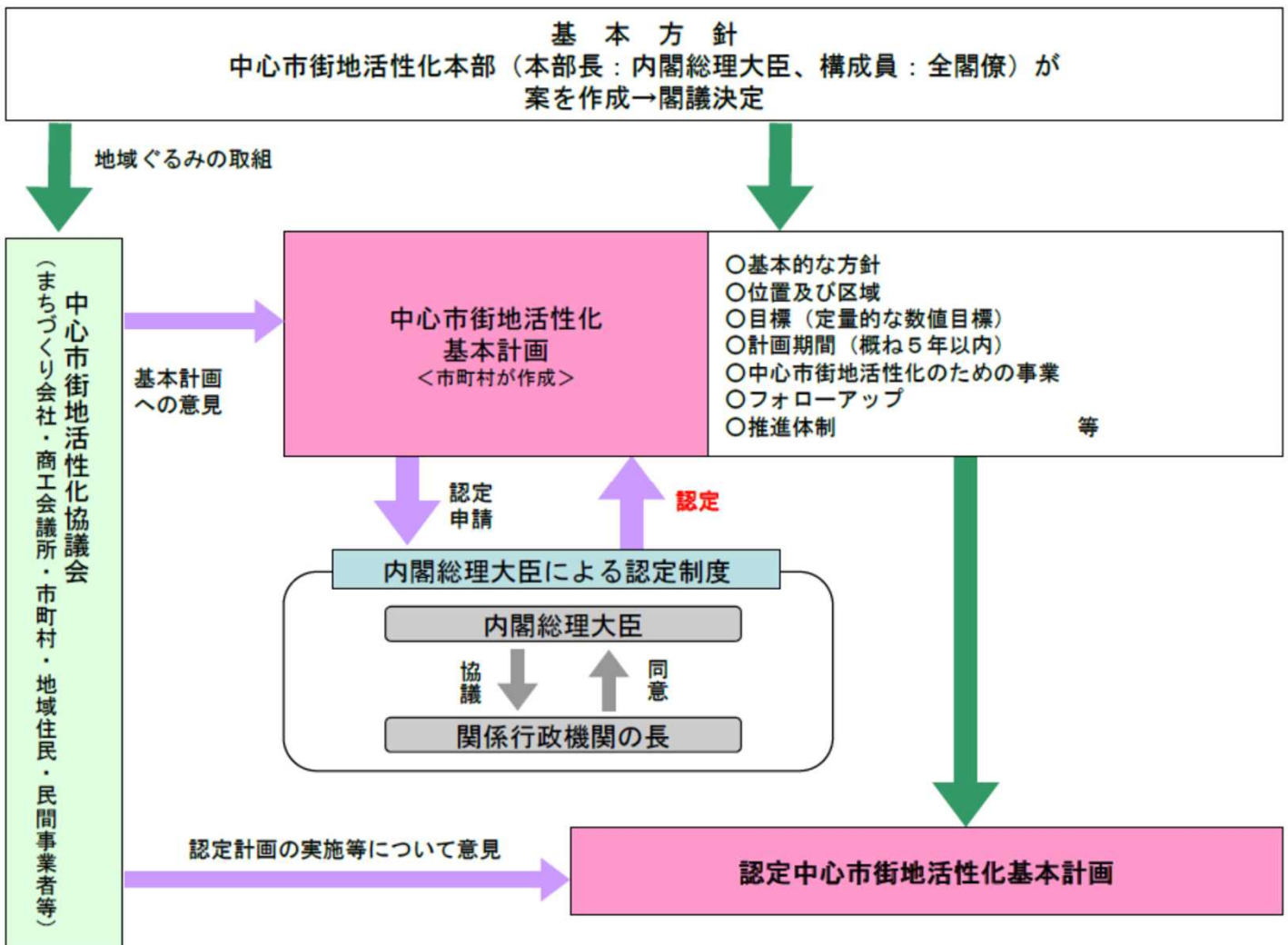
○中心市街地活性化制度

令和6年度概算要求額:
46百万円

概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
(地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等)

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）
（暮らし・にぎわい再生事業）
- 中心市街地・商店街等診断・サポート事業（経済産業省）
- 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業（経済産業省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい
- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
- 認定を目指す年度
 - 4月 : 計画概要の提出
 - 5月～6月 : 事務局によるヒアリング
 - 7月～11月 : 計画内容の調整、現地視察、国の支援措置について
地方支分部局と最終調整
 - 11月中 : 計画案の完成
 - 12月～1月 : 各省調整、申請、各省協議
 - 3月末 : 認定

※認定は年度末を基本とするが、市町村の個別事情に応じた調整も可能

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和6年度概算要求額：
28,219百万円の内数

概要

地域の多様な関係者が連携・協働し、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」に向けた取組を支援し、持続可能な公共交通サービスの構築を推進する。
* デジタル田園都市国家構想実現会議の下に設置される「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を通じて関係省庁と連携。

事業イメージ

多様な関係者の共創やDX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現

共創・MaaSプロジェクト

- ・官民、交通事業者間、他分野の共創による交通プロジェクト
- ・MaaSの広域化や交通データの利活用の推進
- ・地域モビリティ人材（まちづくりはじめ他分野との連携、DX等）の育成支援



医療×交通



介護×交通



エネルギー×交通



住宅×交通



教育×交通



農業×交通

DX・GXによる公共交通の基盤強化

- ・新たな決済手段や新しいモビリティの導入、交通情報データ化等

自動運転実証調査

- ・自動運転による公共交通の社会実装に向けた実証事業

地域公共交通の維持確保・体質改善等

○地域公共交通の維持確保・体質改善

- ・地域公共交通計画に基づく運行費等の支援強化
- ・エリア一括協定への長期安定的な支援 等
- ・バス・タクシー運転者の安全・安心な職場環境構築の支援等、人材確保対策の強化
- ・離島航路・航空路の運航への支援



○ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

○快適で安全な公共交通の実現

- ・公共交通におけるバリアフリー整備の推進等

対象者

交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体

対象事業

- ① **地域公共交通確保維持事業**
- ② **地域公共交通バリア解消促進等事業**
- ③ **地域公共交通調査等事業**

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援
※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等

※国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実

支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

（地域公共交通確保維持改善事業）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

（新モビリティサービスの推進）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000193.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

○かわまちづくり支援制度

令和6年度概算要求額：
都市水環境整備29,663百万円の内数
社会資本整備総合交付金656,283百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



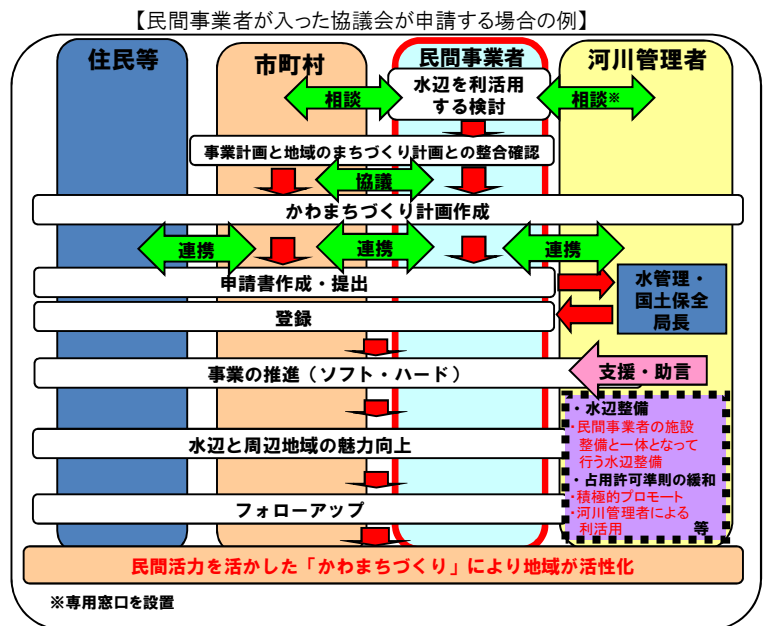
閑上地区かわまちづくり(名取川/名取市)



※完成イメージ

中津川市かわまちづくり(千旦林川/中津川市)

【「かわまちづくり」の流れ】



対象者

市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

支援内容

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用(道頓堀川/大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営(信濃川/新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用(最上川/長井市)

親水護岸の利用(新町川/徳島市)

支援手続スケジュール(予定)

- ① 推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
 - ② 水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
- ※登録については8月下旬の予定

【連絡先】

かわまちづくりよろず相談窓口(略称『かわよろず』)

hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL: 03-5253-8447

農山漁村振興交付金のうち

農山漁村発イノベーション対策

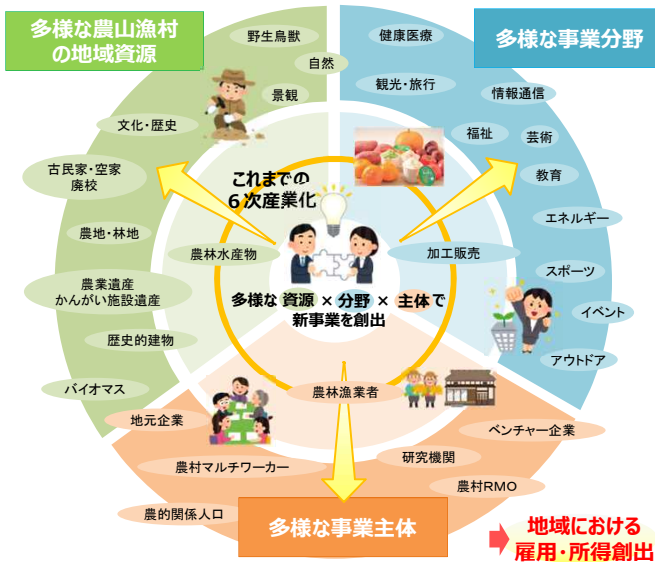
令和6年度概算要求額:
11,741百万円の内数

概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 農山漁村発イノベーション推進事業	2. 農山漁村発イノベーション整備事業
①地域活性化型 地域住民による地域活性化のための活動計画づくり	①定住促進・交流対策型産業支援型 農産物直売所の整備
②農山漁村発イノベーション創出支援型 地域資源を多分野で活用した商品・サービスの開発	②農泊推進型 集出荷・貯蔵・加工施設の整備
③農泊推進型 景観等を活用した観光コンテンツの開発	③農福連携型 古民家等を活用した滞在型施設の整備
④農福連携型 障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等	④農福連携型 障害者等が作業に携わる生産施設の整備

対象者

【ソフト支援】

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②農山漁村発イノベーション創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

【ハード支援】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

対象事業

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

- ①地域活性化型
地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援。
- ②農山漁村発イノベーション創出支援型
地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援。
- ③農泊推進型
農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援。
- ④農福連携型
農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型
農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。
- ②農泊推進型
農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援。
- ③農福連携型
農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。
(地域活性化型)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-93.pdf>

(農山漁村発イノベーション創出支援型、産業支援型)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-15.pdf>

(定住促進・交流対策型)

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-8.pdf

(農泊推進型)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/attach/pdf/nouhaku_top-48.pdf

(農福連携型)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-13.pdf

(公募情報等)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-2493

農山漁村振興交付金のうち

農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

令和6年度概算要求額：
11,741百万円の内数

概要

農山漁村所得向上と関係人口の創出を図るため、コロナ禍からの再始動を図る、農泊地域の実施体制の再構築及び高付加価値化を目指し、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。

事業イメージ

＜農泊（農山漁村滞在型旅行）＞



＜農泊推進体制＞

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】

農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】

農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

対象者

- ソフト対策：地域協議会等
- ハード対策：（1）市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
（2）農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
（3）高付加価値化モデル型：市町村、地域協議会の中核法人等

対象事業

（次頁へ続く）

1. ソフト対策

- （1）農泊の実施体制整備や観光コンテンツ開発、受入環境整備、専門的知識を有する人材確保等を支援。
- （2）体制の再構築が必要な農泊地域を対象に、新たなコンテンツ整備等を支援。
- （3）農泊の高付加価値化モデルの創出に必要な体制整備やコンテンツ整備等を支援し、全国に横展開する。（ハード対策の高付加価値化モデル型と一体で実施）

対象事業 (続き)

2. ハード対策

- (1) 市町村・中核法人実施型
農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援（施設の新築も支援対象に含まれる）。
- (2) 農家民泊経営者等実施型
農家民泊等における水回り等の小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。
- (3) 農泊高付加価値化モデル型
ソフトの（3）の事業と一体となって必要となる宿泊施設等の整備を支援。

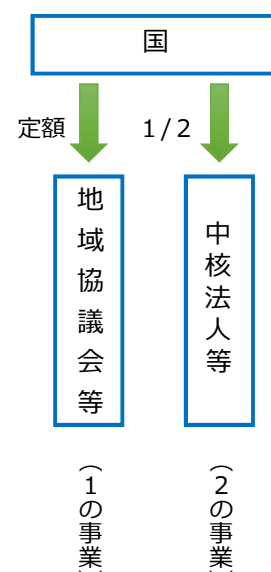
支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）
- (2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間※）
※インバウンドに重点的に取り組む場合は上限額に500万円加算
- (3) 事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限2,100万円※）

2. ハード対策

- (1) 市町村・中核法人実施型
事業期間：上限2年間
交付率：1/2（上限2,500万円※）※遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円
- (2) 農家民泊経営者等実施型
事業期間：1年間
交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）
- (3) 農泊高付加価値化モデル型
事業期間：3年間
交付率：1/2（上限15,000万円※）
※5,000万円（年基準額）×事業期間



昨年度からの変更のポイント

コロナ禍からの再始動を図るため、①農泊地域体制再構築事業（ソフト）を創設し、既存の地域協議会を支援、②農泊高付加価値化モデル事業（ソフト）及び農泊高付加価値化モデル型（ハード）を創設し、新たな農泊モデルの創出と横展開を図る地域協議会を支援。なお、②の創設に伴い、農泊地域高度化促進事業は廃止。

農泊の立ち上げ時における地域の戦略づくりのため、専門的知識を有する専門人材を活用できるよう、人材活用事業に専門家タイプを創設（既存のメニューは研修生タイプと位置づけ）。

支援手続スケジュール (予定)

公募時期：例年2月頃

詳細が決まり次第webサイトに情報を掲載。

(公募情報等) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL : 03-3502-0030

○スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成
総合支援事業

令和6年度概算要求額：
245百万円

概要

スポーツツーリズムなどの、スポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（質的な向上）に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を促進する。

※地域スポーツコミッション（地域SC）とは、地域の自治体、スポーツ団体、民間企業・団体等が一体となりスポーツによる地域振興に取り組む組織。

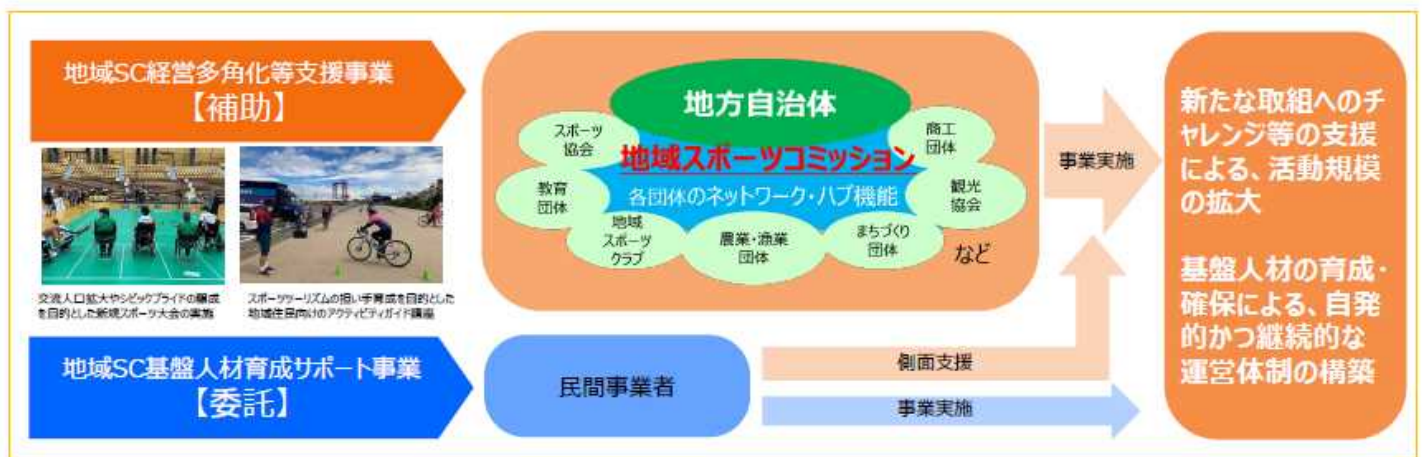
事業イメージ

地域SC経営多角化等支援事業 1.8億円
(1.4億円)

- ・アクティビティコンテンツの開発やガイドの育成など交流人口拡大に資する持続性のある事業（アウター事業）や、住民の外出や交流を促す地域住民向けの事業（インナー事業）、それらの担い手として副業兼業人材等を活用するなど、多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。
- ・地域を挙げた取組を一層後押しするため、地域SCの新設に必要な費用を支援する。

地域SC基盤人材育成サポート事業 0.7億円
(0.6億円)

- ・地域SC経営多角化等支援事業に対し、個別にコンサルティングを実施し、補助事業の効果を最大化する。
- ・研修講座等の人材育成サポートを本格実施へ移行する。
- ・人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。



対象者

- 対象事業①：地方公共団体
- 対象事業②：民間団体

対象事業

- ①地域SC経営多角化等支援事業（補助）
- ②地域SC基盤人材育成サポート事業（委託）

支援内容

①地域SC経営多角化等支援事業

- 経営の多角化支援（既存の地域SCの発展）

地域SCの多角的な事業展開に向け、アウトター事業やインナー事業、副業兼業人材等の新たな担い手の確保するための取組など、多角的な事業展開にチャレンジする場合に、その事業の確実な成功を図るための事業計画の策定や、事業計画の柱となるアウトター事業及びインナー事業の実施に対し支援する。

アウトター事業：地域外からの通年型の誘客拡大を図るスポーツ合宿・キャンプの誘致、スポーツツーリズムコンテンツの創出等

インナー事業：住民向けの継続的なスポーツ教室・交流イベントの開催、Sport in Lifeの推進、部活動の地域連携等

- 新たな地域SCの設立支援

地域を挙げたスポーツを通じた地域活性化に係る取組を後押しするため、地域SCの新設に必要な幅広い関係者の合意形成、設立準備のための会議、基本計画の策定検討等に必要な費用を支援する。（補助率：定額）

②地域SC基盤人材育成サポート事業

- 地域SCが持続的に積極的な活動を展開する上で必要な「人材」について、研修講座の実施など、地域SCの人材育成に資する側面支援を本格的に実施するとともに、有効な人材確保策を実証するべく、人材マッチング事業を行う。それとともに①の補助効果の最大化を図るため、①の補助事業者に対する個別コンサルティングを行う。

昨年度からの変更のポイント

地域SCの質的な向上に向け、対象事業①の補助対象数を拡大する。
13団体 → 17団体（+4団体）

支援手続スケジュール

令和6年2月：令和5年度事業募集（予定）

令和6年4月：交付内定（補助）及び契約締結（委託）（予定）

令和6年9月：交付決定（補助）（予定）

【連絡先】 スポーツ庁参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-3929（直通）

○JETプログラム
(語学指導等を行う外国青年招致事業)

概要

外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用

事業イメージ

あなたの自治体にもJETプログラムを!!

グローバル化は地域の新たな活力源!!

- ☆ 外国人観光客を地元へ呼び込みたい、特産品を海外に売り込みたい!
- ☆ 小学校での英語教育、地域から世界にはばたく子供たちを育てたい!
- ☆ 地域の多文化共生を進めたい、地域の情報を外国語で発信したい!

・・・でも、いったい誰を頼ったらいいの?

そんなときは…「JETプログラム」!!

※ JETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme): 海外の青年を日本に招致し、自治体・学校で国際交流や外国語指導に活躍してもらう事業

【JETプログラムのメリット】

- ☆ **30年以上の実績!** : これまで全世界78カ国から77,000人以上の青年を招致
- ☆ **優秀な人材!** : 大卒相当の青年を大使館等で面接、来日後もスキルアップをフォロー
- ☆ **地域のニーズを人選に反映!** : 出身国、語学能力などの希望をマッチング
- ☆ **交付税措置でサポート!** : 年間の経費(報酬・旅費など)は地方交付税で

主な職種と活用例

Assistant Language Teacher

ALT 【外国語指導助手】



- 学校などで日本人教師とペアで英語などの外国語を教える
- 学校生活での親密な付き合いで、児童・生徒のコミュニケーション力もLevel up!

【職務内容例】

- 日本人教員の外国語授業の補助
- 外国語教材作成
- クラブ活動や学校行事への参加
- 外国語スピーチコンテストなどへの協力

Coordinator for International Relations

CIR 【国際交流員】



- 自治体・国際交流協会などで通訳や国際理解イベントに活躍
- 外国人の視点で観光・特産品PR、国際イベント企画などで地域の魅力を世界へ発信!

【職務内容例】

- 国際交流事業の企画・立案・補助
- 外国人訪問客の接遇・通訳
- 観光振興・海外販路拡大への助言・補助
- 外国人住民への生活支援活動

対象者

地方公共団体

対象事業

1 事業概要

地方公共団体は、JETプログラム参加者である外国青年を職員として任用（1年単位、最長5年）し、外国人としての経験・視点を活かした各種業務に従事させる（昭和62年度開始、令和5年度で37年目）。

2 JETプログラム参加者の職種

(1) CIR（国際交流員）

…地方公共団体の観光振興担当部局、国際交流担当部局等で国際交流活動等に従事（地方公共団体による活用例には、外国人観光客向けパンフレット・ホームページ作成、観光情報の外国への発信、観光案内等の実績あり。）

(2) ALT（外国語指導助手）

…教育委員会や学校で、教員等の助手として外国語教育等の職務に従事

(3) SEA（スポーツ国際交流員）

…地方公共団体におけるスポーツ指導等に従事

3 JETプログラム参加者数（令和5年度）

- (1) CIR： 468人
- (2) ALT： 5,355人
- (3) SEA： 8人

4 JETプログラム任用地方公共団体数（令和5年度）

- (1) 都道府県： 46団体
- (2) 市町村等： 796団体

支援内容（補助率等）

総務省、外務省、文部科学省及び（一財）自治体国際化協会が協力して地方公共団体を支援

<主な支援内容>

- 在外公館におけるJET参加者募集・選考
- 地方公共団体の要望に基づくJET参加者の配置
- オリエンテーション・研修、サポート等の実施
- 地方公共団体におけるJET参加者任用経費等（報酬・旅費等）に対する地方交付税措置

支援手続スケジュール（予定）

○英語圏CIR・ALT

9月上旬：配置要望照会、1月下旬：要望×切、7～8月：各地方公共団体に配置

○韓国、ブラジル等／一部英語圏のCIR・ALT

8月中旬：配置要望照会、10月中旬：要望×切、4月：各地方公共団体に配置

○フランス、ドイツその他の国のCIR・ALT及び全ての国のSEA

9月上旬：配置要望照会、12月上旬：要望×切、8月：各地方公共団体に配置

【連絡先】

○総務省自治行政局国際室 TEL：03-5253-5527

○（一財）自治体国際化協会JETプログラム事業部 TEL：03-5213-1733

○外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業

概要

市町村が、外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。

事業イメージ

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(502名)、先進自治体で活躍している職員(28名(組織を含む)) (令和5年4月1日現在 計530名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村: ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組み市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容:
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



対象者

- ①3大都市圏外の市町村
- ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

対象事業

市町村が外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(リモート可)招へいして、現地指導などに活用し地域の活性化、地域の課題解決に取り組む事業。

支援内容

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、3年間(1市町村につき1回に限る)
- ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
 - ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 TEL: 03-5253-5391

○地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

令和6年度概算要求額：
15百万円

概要

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。

事業イメージ

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興 ○デジタル人材 ○地場産品の開発・販路拡大 ○地域経済活性化 ○移住促進・交流人口の拡大 等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

地域活性化起業人の推移



期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)

対象者

地域活性化起業人に取り組む地方公共団体

対象事業

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る事業

支援内容

- ① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)
- ② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。
(合計額が5,600千円を超えるときは5,600千円を上限)
- ③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

TEL: 03-5253-5392

○地域おこし協力隊

令和6年度概算要求額:
331百万円

概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。

事業イメージ

地域おこし協力隊について

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体(受入可能自治体1,461団体の約77%)となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

- ※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの(いずれも特別交付税算定(令和4年11月末調査時点)ベース)。
- ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。
- ※ ()内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数(翌年度任用見込み者数を含む)。
- ※ 合計は、隊員数とインターン参加者数(翌年度任用見込み者数を除く)の合計値。
- ※ 【 】内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
 - **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下
 - **総務省の支援**：・ **特別交付税措置** (隊員1人あたり480万円上限 等)
・ **令和5年度予算 2.1億円**
- ・ 隊員のなり手の振り起こし (地域おこし協力隊全国サミット 等)
 - ・ 受入れ・サポート体制の強化 (地域おこし協力隊サポートデスク 等)
 - ・ 定住促進に向けた起業支援 (起業・事業化研修 等)

対象者

地域おこし協力隊に取り組む地方自治体

対象事業

支援内容

【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／1団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／1団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／1団体を上限(※1)、1.2万円／1人・1日を上限(※2)
(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

【隊員の活動期間中】

- ④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：480万円／隊員1人を上限
・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）
・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑤ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／1団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/隊員1人を上限
・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

支援手続スケジュール（予定）

9月：基礎数値照会
3月：特別交付税措置

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
TEL：03-5253-5394

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

令和6年度概算要求額：
400百万円

概要

人手不足の解消に向け、採用活動支援等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施する。

事業イメージ

対象事業

①人材確保支援

各地方ブロック単位での宿泊業特化型の就職説明会・マッチングイベントの開催、合同企業説明会への出展支援、採用HP・採用パンフレットの作成等の広報強化支援等、事業者の採用活動を全面的に支援

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットロボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資や、部屋食提供業務の効率化のための食事会場整備、布団敷き業務の効率化のためのベッド付客室への改修等の施設整備を補助

③外国語人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの開発・提供等、経営の高度化に向けた支援



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット

特定技能外国人材
(宿泊業)

対象者

支援内容

○補助対象：宿泊事業者、民間事業者等

○①②補助率：間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2） ③④直轄事業

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL03-5253-8330

○通訳ガイド制度の充実・強化

令和6年度概算要求額:
79百万円

概要

インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。

対象者

全国通訳案内士、地域通訳案内士等

対象事業

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドを育成、多方面での通訳ガイド等の活躍を促進し、訪日受入環境整備を推進する。

支援手続スケジュール（予定）

令和6年10月頃～令和7年3月末頃：事業実施予定

【連絡先】国土交通省 観光庁 国際観光課
TEL03-5253-8111

○地方創生カレッジ事業

令和6年度概算要求額：
170百万円

概要

- ・「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要かつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
- ・ DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。

事業イメージ



【カリキュラム構造イメージ】



対象者

地方創生に関心のある方。

講座例

講座名(制作者)	DMO特別講座(特定非営利活動法人 現代経営学研究所)
講座紹介	主に行政担当者、集客関連従事者、まちづくりを実践されている(関心のある)方を対象にしています。本講座では、観光による地域づくりの中核を担うDMOの役割と運営方法の多様なあり方について事例を通じて学びます。
講座名(制作者)	観光地経営の理解と実践(学校法人 先端教育機構 事業構想大学院大学)
講座紹介	人口減少が進むこれからの時代、地域への経済効果を最大化することで持続可能な地域づくりを進めていくことが求められるようになりました。その観光地域づくりを進めるにあたり、「観光地域経営」の重要性が指摘されています。地方創生の流れの中で、その観光地経営を効果的・効率的に推進する体制論として登場したのがDMOです。本講座ではDMO法人の方や観光地経営にかかわる方を対象に、観光による地域経済循環の仕組みをDMOの視点から整理し、自身の地域で観光による地域経済を正のスパイラルで循環させることを解説し、「観光地経営」の基本的な知識・考え方から、各地域で実践するための手法を理解することを目指します。
講座名(制作者)	観光地における顧客管理とリピーター対策(公益社団法人 日本観光振興協会)
講座紹介	DMOなどの観光地マーケティング担当者、行政の観光振興政策担当者、および、両者に対し外部より専門的な指導や支援を行う研究者やコンサルタントを対象としています。観光地の持続的な発展を目的とした顧客(観光客)とのコミュニケーションのあり方について、マーケティングの視点から学び、各地域での観光振興戦略へ展開していくことを目指しています。

※上記の講座は一例です。このような観光DMOをはじめとした講座のほか、農業、まちづくりなど様々な分野での講座を199講座(令和5年9月末時点)開講しております。

【連絡先】「地方創生カレッジ」 URL: <https://chihouseisei-college.jp/>

○(公財)日本生産性本部 地域経営支援センター TEL: 03-3511-4013

FAX: 03-3511-4039 E-mail: college@jpc-net.jp

○内閣府 地方創生推進室 TEL: 03-6257-1412

○文化芸術創造拠点形成事業

令和6年度概算要求額：
1,341百万円

概要

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となって行う文化芸術拠点形成に向けた取組を支援する。

事業イメージ

補助対象事業者 地方公共団体（55事業程度）
補助率 1/2
補助対象経費 専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等

[長野県]地域アーツカウンシルの機能強化



信州アーツカウンシル キックオフイベント
撮影：安徳希仁

**地域の文化芸術創造拠点の形成
多様で特色ある文化芸術の振興、
地域の活性化**

[札幌市]札幌国際芸術祭を核とした「メディアアーツ都市・札幌」推進事業



Creative Knock2022
-ゼロからはじめるCG制作-ワークショップ

対象者

地方公共団体

対象事業

文化芸術分野の専門的人材を活用して行う、地域アーティストの活動支援、地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動の実施等の総合的な取組

昨年度からの変更のポイント

地方公共団体の実情に応じたきめ細かな支援となるよう、「育成枠」と「自走化支援枠」を設定

支援手続スケジュール（予定）

令和6年1月～2月：令和6年度事業募集
 令和6年3月末：採択
 令和6年6月頃：交付決定（予定）

【連絡先】

文化庁参事官（生活文化創造担当）付 TEL:075-451-9583（直通）

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

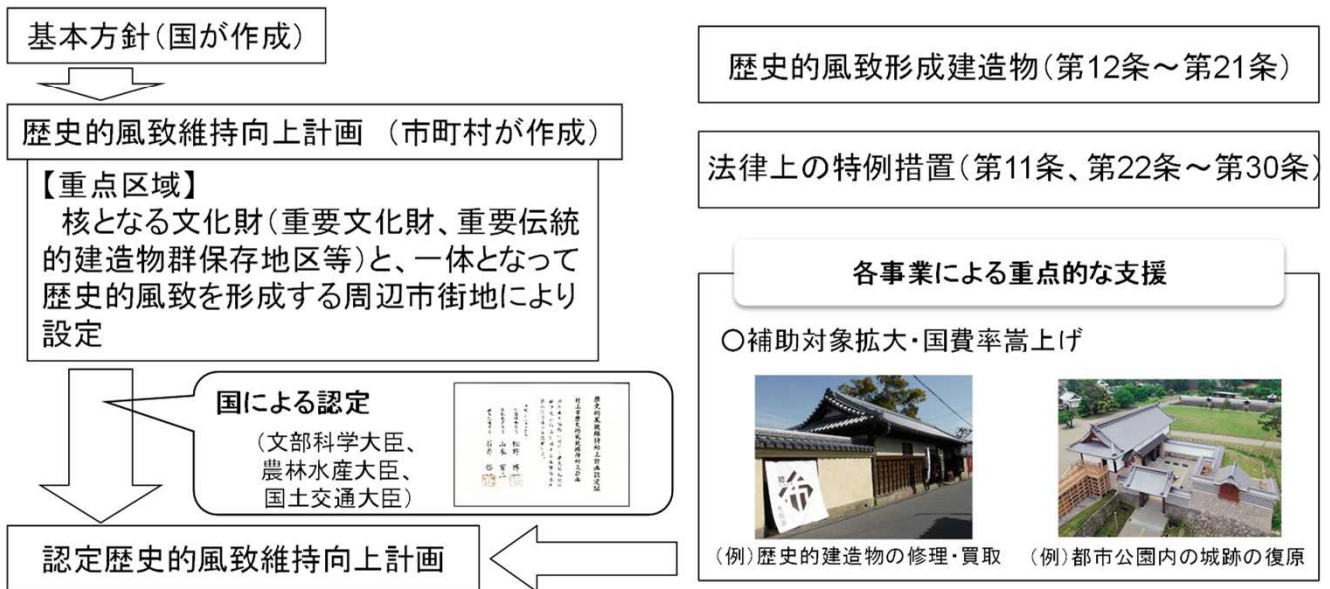
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和6年度概算要求額:
2,340百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業イメージ

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。
<2,065百万円（60箇所程度）>
- ③文化観光拠点形成の促進に資する事業に対する支援
一部展示改善、地域との連携体制の構築などの取組を支援することを通じて、文化観光の更なる推進のために裾野を広げるため、文化資源の保存・活用を行う博物館等に対して支援を行う。
<150百万円（15箇所程度）>
- ④計画の推進等のための支援
専門家の派遣、好事例の収集・分析、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。
<125百万円>

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者
- ③ 文化資源の保存・活用を行う博物館等

対象事業

- ① 認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業
- ② 認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業
- ③ 文化観光拠点形成の促進に資する事業

支援内容

- ①② 機能強化事業、地域推進事業
補助率：補助対象経費の最大 2 / 3
- ③ 拠点形成促進事業
補助率：補助対象経費の最大 1 / 2

支援手続スケジュール

未定

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)
TEL : 03-6734-4893

○エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和6年度概算要求額：
20百万円

概要

国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

事業イメージ

国立公園等利用等推進事業費のうち
(4)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

環境省

【令和6年度要求額 20百万円（20百万円）】

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的 国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容
・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

↓

- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成

・魅力的なツアープログラムづくり
（安全管理、環境への配慮含む）

※問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

対象者

エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の多様な主体で構成されている地域協議会（市町村の参加は必須）

対象事業

エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）

エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。

- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化
- ・資源調査
- ・エコツアーのプログラムづくり
- ・ガイド等の人材育成 等

支援内容

エコツーリズムを推進する活動にかかる事業

・・・交付対象経費の1/2（1地域あたりの交付金額は最大で500万円）

支援手続スケジュール（予定）

令和6年1月末頃～2月末頃：令和6年度事業募集予定

令和6年4月末頃：交付予定

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 03-5521-8271

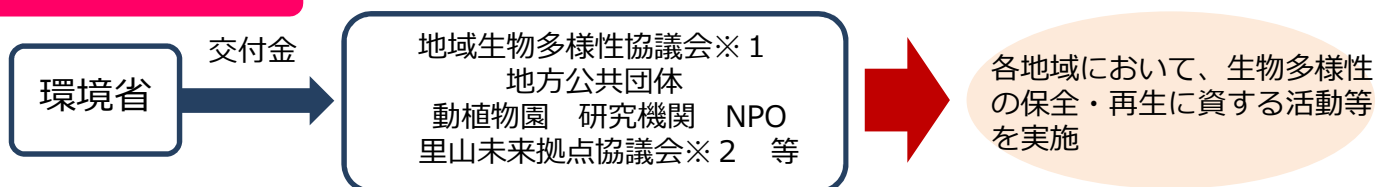
○生物多様性保全推進支援事業

令和6年度概算要求額:
95億円

概要

各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。

事業イメージ



※1 原則として地方公共団体を中核とし、地域の関係団体等により構成
 ※2 企業、大学、自治体等により構成

対象者

対象事業	交付対象事業者
(1) 広域連携生態系保全のための活動計画策定支援	地域生物多様性協議会
(2) 地域民間連携促進活動	地域連携保全活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体
(3) 重要生物多様性保護地域保全再生	地域生物多様性協議会
(4) 里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会
(5) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者
(6) 国内希少野生動植物種保全	地方公共団体、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者

対象事業

対象事業	交付対象事業者
(1) 広域連携生態系保全のための活動計画策定支援	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
(2) 地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組等
(3) 重要生物多様性保護地域保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然共生サイト内における生息環境の保全再生等
(4) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動
(5) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
(6) 国内希少野生動植物種保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善等のほか、これに必要な分布状況調査・保全計画策定

支援内容

対象事業	交付率・交付額	事業期間
(1) 広域連携生態系保全のための活動計画策定支援	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 地域民間連携促進活動	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(3) 重要生物多様性保護地域保全再生	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 里山未来拠点形成支援	事業費の3/4以内	原則2年以内 (最長3年)
(5) 国内希少野生動植物種生息域外保全	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(6) 国内希少野生動植物種保全	定額 ①分布状況調査・保全計画検討(初年のみ)…250万円まで ②生息環境改善等…150万円まで	原則3年以内

昨年度からの変更のポイント

対象事業に自然共生サイト(※)を含める。(予定)

(※) <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

支援手続スケジュール

令和6年2～3月頃：公募(予定)

令和6年4月頃：省内審査を経て採択案件を決定(予定)

備考

過去の実施状況 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

【連絡先】環境省 自然環境局

自然環境計画課 生物多様性主流化室 TEL:03-5521-9108

○インフラツーリズム

概要

橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。

施設見学を取り入れたツアーの企画・催行は各地方整備局等の窓口へご相談下さい。

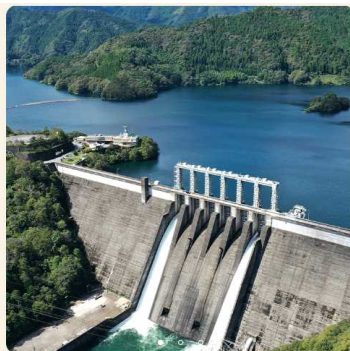
各地の相談窓口

北海道開発局	開発監理部開発連携推進課	TEL:011-709-2311
東北地方整備局	企画部企画課	TEL:022-225-2171
関東地方整備局	企画部広域計画課	TEL:048-600-1330
北陸地方整備局	企画部広域計画課	TEL:025-280-8880
中部地方整備局	企画部企画課	TEL:052-953-8127
近畿地方整備局	企画部広域計画課	TEL:06-6942-1141
中国地方整備局	企画部企画課	TEL:082-221-9231
四国地方整備局	企画部広域計画課	TEL:087-811-8309
九州地方整備局	企画部企画課	TEL:092-476-3542
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	TEL:098-866-1908

インフラツーリズムポータルサイト

全国のインフラツアー等を掲載

海上から300m上の主塔に登る人気のツアー
○世界最長の吊橋「明石海峡大橋」[兵庫県]
(本州四国連絡高速道路株式会社)



インフラ施設の見どころ等も紹介

まるで『地下神殿』。大雨による水をため込む巨大な調圧水槽を見学
○首都圏外郭放水路 [埼玉県]
(国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

インフラツーリズムポータルサイトで

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html>)

【連絡先】 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL: 03-5253-8912

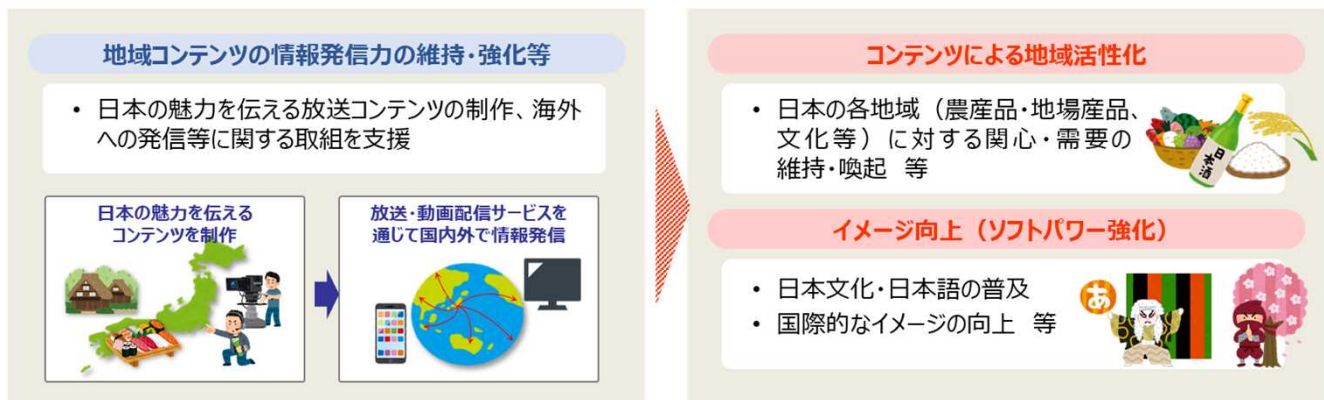
○放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業

令和6年度概算要求額：
620百万円

概要

日本に対する関心を高めて海外から需要を呼び込むため、映像制作者等のノウハウや海外とのネットワークを活用しながら、地域における連携体制を構築し、地域からの情報発信を推進。

事業イメージ



対象者

事業① 地方公共団体等と連携した放送事業者（キー局を除く）、映像制作事業者等

事業② 情報発信主体※1・映像制作者※2のコンソーシアム

※1 情報発信主体：地方公共団体、観光地域作り法人、観光協会 等
 ※2 映像制作者：地域のローカル放送局、ケーブルテレビ事業者、映像制作事業者 等

対象事業

事業① 日本各地の魅力を伝えるコンテンツを海外の放送局等と共同で制作し、同放送局等を通じて放送することにより情報発信を行う事業

事業② 地方公共団体等とローカル放送局等が連携して地域の魅力を発信するコンテンツを制作し、インバウンドやアウトバウンドに関して高い効果が期待できる国・地域に対して、情報発信を行う事業

支援内容

事業① 地域の放送事業者等と地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体とが連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局と共同で制作（国際共同制作）して現地で発信する取組を支援 [補助]

＜補助の対象（対象経費の2分の1、最大4,000万円を補助）＞

- ・ コンテンツの制作に係る経費
- ・ 海外での情報発信（放送枠の確保等）に係る経費
- ・ 情報発信と連動して実施する事業（イベント開催等）に係る経費
- ・ その他事業を実施するために必要な経費

事業② 地方公共団体等が地元の魅力を伝える映像コンテンツを制作し、インターネット等も活用しつつ海外で発信（放送）する取組等を支援 [委託]

支援手続スケジュール（予定）

事業① 令和6年5月～6月頃：実施事業公募
令和6年7月頃：交付決定・事業開始
令和7年1月頃：事業完了

事業② 令和6年8月～9月頃：実施事業公募
令和6年10月頃：採択決定・事業開始
令和7年2月頃：事業完了

【連絡先】
総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課 放送コンテンツ海外
流通推進室 TEL 03-5253-5424

○観光DXを通じた先進的な観光地創出のためのモデル事業

令和6年度概算要求額：
900百万円

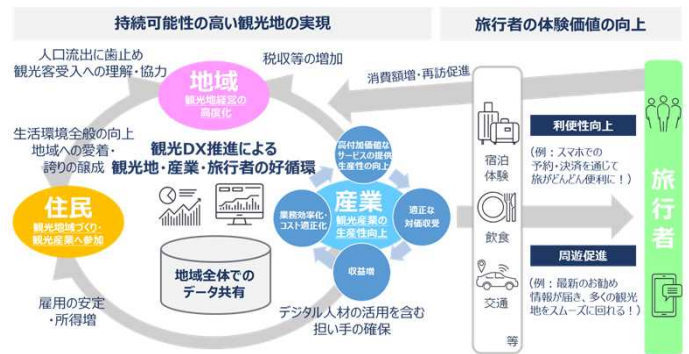
概要

- 観光地や観光産業は、収益・生産性向上等に向けて多岐に渡る課題を抱えているが、観光分野のDXを推進し、旅行者の消費拡大、再来訪促進、観光産業の収益・生産性向上等を図ることは、地域の稼ぐ力を強化し、持続可能性の高い観光地の創出につながる。
- 「観光DX推進のあり方に関する検討会」で示された解決の方向性に基づき、旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化、観光デジタル人材の育成・活用等に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させる先進的な観光地を創出する。

事業イメージ

先進的な観光地の創出（モデル実証事業）

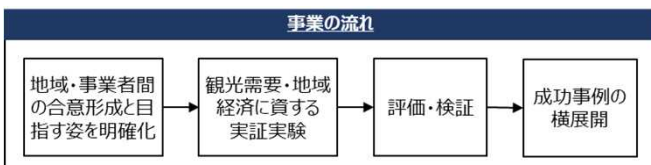
- 旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化、観光デジタル人材の育成・活用等に一体的に取り組む先進的な観光地を創出する。
- 事業計画の策定やデジタルツールの導入・データの蓄積・活用の磨き上げを図るために、実証地域への伴走支援を行うほか、モデル実証事業を通じて得られたノウハウを成果報告会やウェブサイトを通じて展開を図る。



観光DXを通じた先進的な観光地の創出

対象者

地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有するベンチャー・大学・企業等からなるコンソーシアム・団体。実証事業の流れは図を参照。



対象事業

先進的な観光地の創出に向けて、観光DXにおいて対象となる観点は①～④の通り。

- ① 旅行者の利便性向上・周遊促進
- ② 観光産業の生産性向上
- ③ 観光地経営の高度化
- ④ 観光デジタル人材の育成・活用

※各観点の詳細は観光庁HPを

[観光DX推進のあり方に関する検討会 | 委員会、審議会等 | 観光庁 \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp)

支援内容

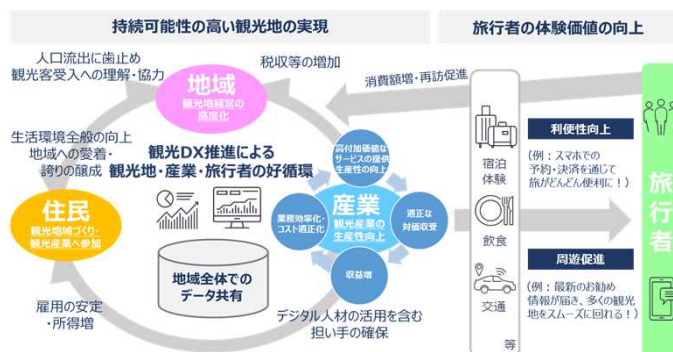
実証事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で負担。
国費による調査事業であるため、補助事業・交付金事業ではないことに留意。

昨年度からの変更のポイント

令和5年度は、利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化に係る実証事業を実施した。

令和6年度は「観光DX推進のあり方に関する検討会」で示された解決の方向性に基づき、観光DX推進の4つの観点に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させる先進的な観光地を創出する。

- ① 旅行者の利便性向上・周遊促進
- ② 観光産業の生産性向上
- ③ 観光地経営の高度化
- ④ 観光デジタル人材の育成・活用



支援手続スケジュール（予定）

- 令和6年2月上旬～3月下旬 : 実証事業者公募
令和6年5月中旬 : 実証事業者採択
令和6年5月下旬以降 : 調査開始

【連絡先】

国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）

TEL 03-5253-8948

○地域経済分析システム（RESAS）による
地方版総合戦略支援事業

令和6年度概算要求額：
140百万円

概要

地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS等の普及・活用を促進する。

対象者

地方公共団体、金融機関、商工団体、観光地域づくり法人（DMO）等

支援内容

地方公共団体等の地方創生の担い手が、RESAS等のデータに基づき、地域の現状・実態を正確に把握した適切な政策立案や経営判断を行えるよう、データ分析の専門家等を派遣するほか、可視化サイトによる情報提供等の支援を行う。

昨年度からの変更のポイント

掲載データや機能の更新を実施。

事業イメージ



地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で表示し、分かりやすく「見える化」。



地方公共団体、金融機関、商工団体や観光地域づくり法人（DMO）等で可視化データを活用。



RESAS等のデータに基づいた政策立案や経営判断を各地域で支援。観光施策等の立案に活用。

【連絡先】 内閣府 地方創生推進室
ビッグデータチーム TEL:03-3581-4541

○観光戦略立案に資する国土数値情報（GISデータ）の提供

令和6年度概算要求額：
70百万円の内数

概要

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。

観光に関する国土数値情報の整備済みデータ

地域資源・観光	文化財、世界自然遺産、世界文化遺産、観光資源など
施設	道の駅、集客施設など
交通インフラ	鉄道、空港、バス停・バスルートなど
指定地域	人口集中地区、過疎地域など
防災関連	洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害警戒区域、避難施設など

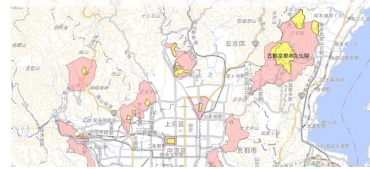
文化財（都道府県指定）

都道府県が指定する文化財の位置、名称、種別等の情報を整備



世界自然遺産・文化遺産

世界自然遺産・世界文化遺産として登録された国内の情報を整備



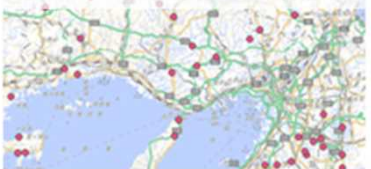
観光資源

城跡、庭園などの全国の観光地点等に関する情報を整備



道の駅

全国の道の駅の位置、宿泊施設、温泉施設の有無等の情報を整備



鉄道

全国の路線や駅について路線形状、路線名や運営会社等の情報を整備



バス停・バスルート

全国のバス停・バス系統の情報を整備



想定利用者

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成等を行う地方公共団体や事業者等。

最新情報

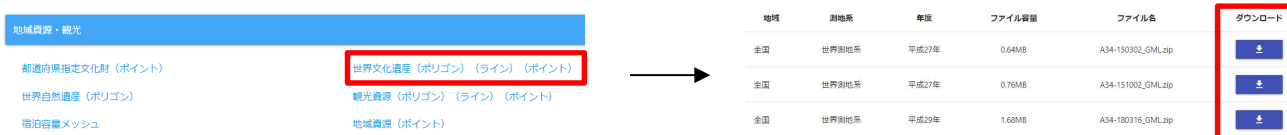
令和5年7月に国土数値情報ダウンロードサイトにて「バス停・バスルート」「世界自然遺産」「鉄道」「駅別乗降客数」の更新版を公開した。

活用方法

国土数値情報ダウンロードサイトにてGISデータを無償で提供。
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

国土数値情報のデータ活用までの手順（GISソフトがPCにインストールされている方向け）

①国土数値情報ダウンロードサイトから必要なデータを選択してダウンロード。（zipファイルがダウンロードされる。）

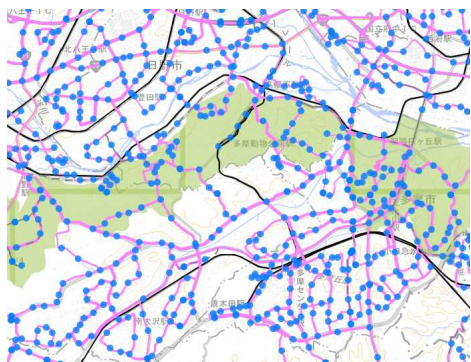


The screenshot shows the website interface. On the left, there are menu items like '地域資源・観光', '都道府県指定文化財 (ポイント)', '世界自然遺産 (ポリゴン)', and '宿泊容量メッシュ'. In the center, there are search filters for '世界文化遺産 (ポリゴン) (ライン) (ポイント)', '観光資源 (ポリゴン) (ライン) (ポイント)', and '地域資源 (ポイント)'. On the right, a table lists data files with columns for '地域' (Region), '測地系' (Datum), '年度' (Year), 'ファイル容量' (File Size), and 'ファイル名' (File Name). A 'ダウンロード' (Download) button is highlighted in a red box next to the table.

地域	測地系	年度	ファイル容量	ファイル名	ダウンロード
全国	世界測地系	平成27年	0.64MB	A34-150302_GML.zip	↓
全国	世界測地系	平成27年	0.76MB	A34-151002_GML.zip	↓
全国	世界測地系	平成29年	1.68MB	A34-180316_GML.zip	↓

②ダウンロードしたデータをGISソフトへインポートし、地図上に可視化し、分析。

〈GISソフトでの可視化イメージ〉



観光資源と交通インフラの関係を可視化した例。

- ・自然公園地域（緑の部分）
- ・鉄道（黒い線）
- ・バス停（青のポイント）
- ・バスルート（ピンクの線）

【参考】無償のGISソフト：QGIS

(<https://qgis.org/ja/site/forusers/download.html>)

※GISソフトのインストールについては、各組織のルールに基づいて実施してください。

③観光施策の策定に活用（広域的観光ルートの検討、適切な宿泊施設の配置の検討等）

国土数値情報のデータ活用までの手順（GISソフトがPCにインストールされていない方向け）

- ①国土数値情報ダウンロードサイト内にある、「地図で見る」から「ウェブマッピングシステム」を起動。
- ②可視化したい情報を選択すればすぐに表示。



The screenshot shows the website's 'Web Mapping System' interface. On the left, there is a navigation menu with 'ウェブマッピングシステムを起動' (Start Web Mapping System) highlighted in a red box. The main area shows a map of Japan with various data layers overlaid, and a search bar at the top.

【連絡先】

国土交通省 政策統括官付 情報活用推進課 TEL : 03-5253-8353

国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)